

都市計画法第34条第11号区域内における 農地転用許可について

富士見市の都市計画法第34条第11号区域内における開発許可申請については、**令和8年4月1日以降、申請ができなくなります。**

そこで法第34条第11号の立地基準で開発許可・建築許可を受ける場合の農地転用関係の手続きにおける提出期限を以下のとおりとするのでご確認願います。

(1) 自己用住宅の場合

- ・相談票→**令和8年2月27日（金）まで**
- ・農地転用許可申請→**令和8年3月31日（火）まで**

(2) 自己用住宅以外の場合

- ・相談票→**受付期間は終了しました。**
- ・農地転用許可申請→**令和8年3月31日（火）まで**

※農地転用許可申請ができるのは事前相談を行い、農地転用の許可見込みがあり、かつ開発・建築許可の見込みがあるものに限ります。

※相談票、農地転用許可申請共に提出期限終了間際は駆け込みでの提出により、件数の増加が想定されます。

余裕をもった手続きをお願いします。

【問い合わせ先】富士見市農業委員会事務局

電話：049-251-2711（内線244）